

**食品ロス削減「食べきり 3015 運動」推進事業及び
「食べきりサイズメニュー」導入促進事業業務委託仕様書**

1 委託業務名

食品ロス削減「食べきり 3015 運動」推進事業及び「食べきりサイズメニュー」導入促進事業業務委託

2 委託業務の趣旨

外食産業における食品ロスを削減するため、宴会等における「食べきり 3015 運動」を推進するとともに、飲食店における「食べきりサイズメニュー」の導入促進を図る。

3 委託業務の内容

(1) 「食べきり 3015 運動」推進事業及び「食べきりサイズメニュー」導入促進事業

下記の①～④の事項を推進し、特に、食品ロス削減月間である 10 月は②、④の事項を重点的に実施すること。

① 募集チラシのリニューアルに関すること

- ・登録店募集チラシのデザイン等をリニューアルし、飲食店の登録が促進される内容とすること。
- ・リニューアルにあたっては、県のシンボルキャラクター「すっきりんごちゃん」を使用すること。
- ・制作した募集チラシは、そのデータを保存した CD-R（2 枚組）を県が別に指定する期日までに納入すること（Word や PowerPoint 等、windows で作業可能な形式のものを含める。）。

② 登録の働きかけに関すること

- ・飲食店に事業の趣旨を説明し、登録を働きかけること。
- ・事業の実施に際し、飲食店への働きかけや訪問、連絡などを主体的に行うこと。
- ・2 つの事業の登録店の合計が 60 店舗以上となるよう、飲食店を確保すること。
- ・県内全域での登録店の増加に努めること。
- ・月末ごとに、訪問や連絡した飲食店及び登録する飲食店をそれぞれ集計し、県へ提出すること（提出様式は別に県が指定する。）。

③ 啓発資材の配置に関する活動

- ・登録いただいた上で、啓発資材を配置してもらえよう働きかけること。
（県作成の「みんなで 3015」運動チラシについては、来店客が自由に持ち帰れるよう、まとまった部数を配置してもらえよう働きかけること。）
- ・啓発資材を必要数、飲食店へ配布すること。

- ・啓発資材の発送先や必要数は、飲食店の要望に沿うこと。
- ※啓発資材の配置は、登録の条件ではありません。
- ※啓発資材は、県が作成したものを別途提供いたします。

④ 飲食店のPRに関する事

- ・当該事業への登録店舗となる飲食店の取組状況をPRするため、公式サイトやSNS（Instagram）を用いて、登録店舗の食べきりサイズメニューや具体的な取り組み内容の紹介などを積極的に行い、情報発信に努めること。
- ・特に食品ロス削減の取組みに積極的な登録店舗（店舗独自の取組みを実施している等）について、県HPで取組みを紹介することに同意いただいた上で、取材を行い、その具体的な取組み内容（写真等）を県に提供すること。

(2) 「食品ロス等削減運動協力宣言事業者」の登録に関する事

- ・各事業に登録することにより、「食品ロス等削減運動協力宣言事業者」となる旨を登録店舗に説明のうえ、県から提供するステッカーを配付すること。

4 留意事項

- ・事業の実施においては、県に対して緊密に進捗状況等を報告、確認すること。
- ・事業実施に係る業務全体の詳細な行程表を業務受託後1ヵ月以内に作成し、県と協議すること。
- ・啓発資材については、県のホームページ（<https://foodlosszero.jp/business/tabekiri-3015>、<https://foodlosszero.jp/business/tabekiri-size>）で公開されていることから、飲食店への配布にあたっては適宜利用すること。
- ・成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県に帰属するものとする。
- ・成果物については、原則として県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることが出来るものとする。但し、制作の都合上止むを得ず、著作権等を県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に申し入れを行い、県の了解を得ること。県に著作権等を帰属させることが出来ない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と協議すること。
- ・特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- ・この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議し決定するものとする。

5 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで